

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 証券取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成19年7月31日

**【事業年度】** 第136期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

**【会社名】** 三菱電機株式会社

**【英訳名】** Mitsubishi Electric Corporation

**【代表者の役職氏名】** 執行役社長 下村 節宏

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号

**【電話番号】** 03(3218)2272

**【事務連絡者氏名】** 経理部会計課長 皮籠石 斉

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号

**【電話番号】** 03(3218)2272

**【事務連絡者氏名】** 経理部会計課長 皮籠石 斉

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出した第136期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項があったので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出する。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示している。

### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

##### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(前略)

##### (5) 監査報酬の内容

当年度において、当社の会社法及び証券取引法に基づく会計監査人であるあずさ監査法人及びその提携会計事務所に対し、当社及び連結子会社が支払う報酬額は、「公認会計士法」第2条第1項の業務(監査証明業務)に係るものが662百万円、前述の監査証明業務以外の役務に係るものが52百万円である。

(訂正後)

(前略)

##### (5) 監査報酬の内容

当年度において、当社の会社法及び証券取引法に基づく会計監査人であるあずさ監査法人及びその提携会計事務所に対し、当社及び連結子会社が支払う報酬額は、「公認会計士法」第2条第1項の業務(監査証明業務)に係るものが662百万円、前述の監査証明業務以外の役務に係るものが52百万円である。

##### (6) 定款規定の内容

###### ① 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で規定している。

###### ② 剰余金の配当等の決定機関

当社は、「会社法」第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で規定している。

これは、当社が会社法施行前から委員会等設置会社であったことから、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第57条の規定により、会社法施行日(平成18年5月1日)をもって、「会社法」第459条第1項第2号から第4号までに掲げる事項について、上記の定めが定款にあるものとみなされたためである。

###### ③ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、「会社法」第309条第2項に定める株主総会の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で規定している。